

【報告第2号】

平成28年度事業計画

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

1. 基本方針

平成28年度も引き続き公益社団法人として、司法書士の職能を積極的に官公署や市民の皆さまに周知させ、社会の発展・安定のために寄与していきたいと思っております。関係諸団体や官公署との連携を怠ることなく、能力を惜しまない志の大切さを社員ひとりひとりに再認識していただけるよう努めていきます。

このような視点から以下の基本方針に基づき活動して参ります。

- (1) 不動産の権利に関する専門的知識や情報を提供し、公共事業等の各種事業の正確かつ円滑な実施に寄与します。
- (2) 当協会の事業を通じ社会的貢献を高め、公益法人としての社会的使命を果します。
- (3) 登記に関する知識の普及及び情報の提供を通じ、市民の権利を擁護します。
- (4) 各種方策を実施し円滑な会務運営、他団体との連携を行います。

2. 平成28年度事業計画

(1) 公共嘱託登記受託事業

官公署等からの委託による公共嘱託登記業務は、当協会が昭和61年に設立された契機となった本来的業務であり、今後も当協会の主要業務として引き続き受託を促進していくよう努めて参ります。

総括的には、マンション敷地権の切り取りを含めた都道、市道の道路拡幅に伴う用地取得の登記、東京都住宅供給公社の分譲住宅及び賃貸住宅に係る登記、東京都再開発事務所や独立行政法人都市再生機構の都市再開発事業や区画整理事業に伴う登記など、当協会がこれまでに受託してきた官公署等の各部署のみならず新たな部署に対しても、また、未だ受託実績のない市区町村に対しても積極的に当協会の存在とその有用性をアピールして受託できるよう努めます。すでに調布市、府中市、練馬区との間で継続的に受託して実績を上げている狭あい道路拡幅に関する嘱託登記を契約してありますが、他の市区町村においても応

用できるよう積極的に広報をして参ります。

都市再開発に関しましては、難解事項を分かりやすく理解するための手続きマニュアルを充実させるとともに、社員や司法書士が関与するまちづくりにおける活動から再開発関連登記に至るまでの取り組みやその効果を幅広く、官公署やまちづくり団体に訴えていきたいと思っております。

個別案件では、奥多摩町山林の99年の期間満了による地上権抹消登記委託事業につきましては、3000名に及ぶ権利関係者の相続登記、抹消登記そして訴訟対応の作業に追われて5年ですが、ようやく終息の気配を感じられそうです。期間満了により実質的には権利不存在にもかかわらず、99年以上の年月の経過による戸籍の不備・滅失等や関係者の非協力等により、簡単には地上権の抹消登記へ進むことはできませんでした。今後、日本全国において似たような事例が多く生じることが考えられます。しかし、手続きの複雑さや抹消のための莫大な経費を必要とするこの現状のままでは、何もせず放っておかざるを得ない自治体が出てくることも懸念されます。当協会は、この複雑事業を無事終えた際の次の責務は、「権利」と「事務手続き簡便さ」の双方を活かせるような手続き制度の提言を行うことだと考えております。

近年の傾向ですが、登記事件の受託の前段階での権利調査業務の受託が増えてきています。不動産の取得には前提として権利関係の正確な把握が必須です。関係当事者が多数の場合、相続登記未了において権利関係が複雑な場合が少なくなく、官公署等の担当者にとっては、過大な負担となり業務停滞の一因となっているようです。こうした大量な事件処理を正確に速く処理するためには高度な専門性と豊富な経験が必要であり、これこそ当協会の存在意義と有用性が発揮できる場面です。権利調査業務は概ね対象も資料も膨大で、チームを作り集団で処理することになりますが、チームリーダーの下で各社員が役割分担しながら協調して業務処理をするので担当社員にとっては通常業務とは異なる経験が得られます。当協会が今まで蓄積してきた公共嘱託登記処理のノウハウを各社員は共有し、常に正確で精度の高い業務を遂行して受託先の当協会に対する信頼性を高めるよう努めます。官公署等の担当者は登記の専門家ではないので、まさに専門家たる司法書士が適切なアドバイスをしながら、公共事業等の円滑な実施に寄与する必要があります。

東京司法書士会への働きかけについてですが、東京司法書士会会則3条において「本会は、前条に規定する目的を達するため、次に掲げる事業を行う。」とありますが、その(20)で「公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士会への助言に関する事項」とされており、第61条(7)においては東京司法書士会総務部がその事務をつかさどることになっております。つまり、東京司法書士会の「公共嘱託登記の受託推進」事業は、当協会が分担実施してい

るものとみることができます。当協会の啓発活動、公益的目的事業や内部研修事業といった受託事業以外の事業が「公共嘱託登記の受託推進事業」に該当するものと考えられ、この点を強く、東京司法書士会に訴えるとともに、当協会のノウハウを活用して、東京司法書士会各支部を支えて参ります。

（２）地域防災・災害復興支援事業

今後起こりうる首都直下地震の災害をできる限り減災するためには、平常時から準備しておく必要があります。狭あい道路の整備、密集市街地の整備、東京都不燃化特区における木造密集地域対策事業等への協力を引き続き行い、官公署からの司法書士に対する要望に応じていきます。当協会は専門家団体によって構成されている「災害復興まちづくり支援機構」に所属しており、東京都との共催で毎年開催されている公開シンポジウムに参加協力するなど、多業種専門家からの知識や情報を収集しております。これらを蓄積、活用した上で、司法書士としての能力を余すことなく発揮し、官公署、一般市民、個々の社員の依頼者等へ、減災へ繋がるまちづくりの一端を担えるようアドバイスを微力ながら行っていきます。

また、空き家対策につきましては、東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート東京支部と連携協力し、司法書士が空き家対策に関して職業的能力を発揮貢献できることを強く呼びかけ、司法書士の活用を広報してまいります。

（３）公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

当協会は公益目的事業の充実として、①市民向け公開講座、②官公署向け電話相談、③官公署向け公開講座を行ってまいります。①については、相続・遺言について法律知識を高齢者の方にも理解できるよう分かりやすい講座をめざし、講師は出来る限り講座開催地の社員にお願いし、地域との密着を図ります。②は昨年度から行っておりますが、理事が当協会事務局に出向いているときに電話相談を受け入れるよう対応いたします。③につきましては、以前は要望があったときに講座を開催しておりましたが、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会と協議しテーマを決定し、定期的に行っていきたいと思います。

司法書士向けの研修としましては、①一般会員向け実務研修、②東京司法書士会新入会者向け研修を開催いたします。①につきましては、平日夜に開催している不動産登記に関する相続、税務、表示登記、権利調査等関心の高い分野を中心として通常研修を年に２回程度、一日をひとつのテーマを追求する一日

研修として10月土曜日に1回、高度な登記業務に関する専門研修を年2回程度開催する予定であります。一日研修については、今年度からの新たな試みで行う研修となり、「後見にまつわる登記」というテーマを今年度は扱い行います。昨年度に全社員から成年後見と登記に関するアンケートをとり、今後問題となる課題やその対策、知っておきたい情報などを事前に社員間で意見交換した上での研修となり、成年後見センター・リーガルサポート東京支部からの協力の元、英知を結集させた研修を行いたいと思っております。専門研修につきましても、今年度からの試みですが、敷地権の切り取り手順や再開発事業などのような当協会ならではの専門性の高い分野を中心に、より高いレベルの内容を受講者に提供したいため、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会と検討して行っていきたいと思います。②の新入会者向け研修につきましては、受講者を少人数にし、新人司法書士がベテラン司法書士に質問しやすい環境を作った研修として提供いたします。

司法書士の日常業務に役立つ情報から当協会の活動を紹介する情報としまして、ホームページの掲載事業や機関誌ハロハロガーデンの発行がございます。ホームページにつきましては、「公開市民講座等」の実績や様子を紹介するコーナー、金融機関の変遷に関する最新情報を取得できる「担保権者の行方は？」のコーナー、登記関係の最新の法的な諸問題の解説を検索できる「研修情報」のコーナーをご用意しております。ハロハロガーデンにつきましては、データ化による簡便な情報共有を目指してまいります。これら情報につきましては、当協会社員間だけでなく、東京司法書士会会員司法書士、官公署などに広くご覧いただき、ご活用、ご理解していただけるよう努めて参ります。今後も情報を最新ものに更新してまいります。

（4）会務運営の円滑化事業

当協会の事業の円滑な実施のために、会務運営全般につき社員からの意見を取り入れ改善すべき点など見直しをして参ります。

入札については、いたずらに価格競争に巻き込まれること無く、当協会の社会的存在意義が認められる場面において、その能力を発揮して行こうと考えております。単に発注があつたら受託して処理をするだけの「待ちの姿勢」から積極的に当協会の有用性を外部に働きかける「能動的な姿勢」へと転換すべきであり、司法書士の業務・活動や役割を広報することにより官公署などとのつながりを大切にしていきたいと思っております。

また、各地区において年1回総会を開催し、年2回地区幹事会を開催してきました。従来までは自治体への広報活動の推進や事業の受託情報等の連絡が中

心である地区活動でしたが、各地区の支部が自治体から空き家対策等に関する対応を求められた場合、当協会地区が受託処理スキームの情報提供できる体制づくりを目指し、積極的に対応・支援していきたいと思います。

当協会が直接受託することが困難な案件については、依頼者・相談者の不利益が生じないように、スムーズな方法で社員へ業務等受託を引き継がせるべきです。依頼者・相談者との信頼関係をストップさせることなく、委託受託双方のメリットを作りあげていく事務体制を作っていければと思っております。この検討やそれ以外のためにも、当協会と社員間の連携を一層強くすることが課題です。その対策として、社員の委員会への積極的な参加を促し、社員個々の考え、知識を漏らさず集約させていきたいと強く思っております。そのためには、理事、地区幹事、地区副幹事間の意思疎通を促し協会運営の合理化、適正化に資するよう企画して当協会の活性化を図ります。

(5) 業務拡大のための委員会発足

定型的な嘱託登記案件が減る一方で、近年官庁からの依頼も、相続を中心とした権利調査業務が当協会の主力業務になりつつあります。何世代にもわたって着手されなかった相続事案、相続人が海外にいる渉外事案等、持ち込まれる相談も年々複雑化しています。日常的に官庁から寄せられる相談案件はもちろん、被災地の災害復興事業、喫緊の課題になりつつある「空き家問題」についても、我々の専門性が活かせる業務は、権利調査を主とする財産管理業務であると実感しています。当協会が、司法書士法施行規則第31条に規定する財産管理業務に対し、積極的に取り組みためには、いくつかのハードルを越えなければなりません。その方策については、なかなか具体的な検討へ進めない状況ですが、当協会の活動の幅を安心して広げるためにも、委員会を設置するなど今年度は何らかの方向性をつけていきたいと思っております。